



所 役 場
行 町 任 者
岡 垣 長 守 社
岡 垣 町 長 守 社



同和問題を解決しよう(3) 部落の歴史(2)

四、ゆらぎはじめた幕藩体制

体制

徳川家康以来、次第に幕藩体制は整備され、生産力は伸び、農機具も改良され、社会は発展したが、元禄になって天下泰平になれた諸大名が、せいたくな生活をし、五代將軍綱吉も盛んに土木工事をし、財政は赤字になり、諸大名も参勤交代をはじめ出費がかさみ、今までよりさらに重税を課し、農民の生活を圧迫した。

生活に苦しい下級武士は内職をし、生活は町人とかわらなかつたし、金持の商人は献金をし、名字帯刀をゆるされたり、武士や旗本の株を買って武士になるものも現われ、身分秩序がゆらぎはじめた。

五、差別の強化

身分制度がくずれかけると、当然のこととして支配者は、制度をますます強化し、なんとかもちなおす方法を考えなければならなかつた。

農民からは年貢、税金をとり上げねばならない。そこで農民以下のものをつくった。それが穢多——

エタであり、非人である。

当時の農村は非常に貧しく、土地を手離し水呑百姓に落ちてゆくものもある。水呑百姓とは全然土地をもたず、小作をしたり、他家の手伝いをして生活しているものだが、その一番下に落ちた水呑百姓も不満をもたないように、「エタ、非人」の身分制度をつくって、「おれは百姓さまだ」と胸をはらした。

封建体制の安全弁であり、分裂政策である。

こうして「エタ」には一般の職業につくことを禁止し、人が嫌う職業や、利益の上らない仕事を押しつけ、狭い土地から出られず、人を愛する自由も認めず世襲をさせた。

これが未解放部落が法制化し、固定したはじまりで、今から三百年ぐらい前の元禄、享保の時代といわれる。

六、どんな人をワクづけしたか

百姓、町人からは税金をとりたてねばならないので、それ以外で徳川幕府に反抗するような者、た

とえば武士でもエタ、非人にしたといわれる。

又年貢が高くて逃げだした百姓の耕地に、河原に住んでいる者、——戦争に敗れた者やその家族、——戦争犠牲者などを強制的につれて行って、これをエタ村といわれ、耕作者を強制したものといわれる。

これは今でも部落の土地がやせ、水利の悪いことからかわかる。

そして居住地を制限して、一定地区から出さないようにする。職業を制限して、移動を禁止するなどの方法で、身分を動けないものにしたと考えられる。

公民館

お知らせ

このたび岡垣町大字山田字恋の田岡垣町保育所横の町有地に学習等供用施設の建設が決定し、来る九月より建築工事にかゝる予定であります。尚現在当該ヶ所は町内買物客、通勤者等の車の駐車場として利用されていますが、九月からはこの建築工事のため駐車できませんので、駐車場利用者の御協力を御願いたします。(総務課)



建設業者の皆さんに

昭和46年4月1日「建設業法」の一部改正が行なわれ、昭和47年4月1日から現行の登録制度が業種別の許可にかわりました。

現在の登録業者（福岡県内に本店を有する大臣登録業者及び福岡県知事登録業者）は昭和49年3月31日までにはすべて許可業者に切替えをしなければなりません。

許可申請書は、所轄県土木事務所建築課または県庁建築管理課建設業係（別室）で受付しております。

刀根太郎
安永 貢
企圖振興課

国土調査事業に

協力依頼

昭和四十八年度地籍調査事業は大字内浦、原地区を実施しています。各区の国土調査実施委員も決まり、真夏の太陽の下に大変御苦労をわずらわしており、順次境界が確定され地籍が明らかになってきておりますが、調査区内にはまだ境界の確認、切り開き、境界杭の標示等が決っていない所がありますので、至急決定して下さいませうお願いいたします。土地の境界やいろいろの問題がありましたら地区の実施委員の方に相談して下さい。

国土調査実施委員（内浦区）

委員長	長畑宗明
委員	長畑 保
委員	長畑文雄
委員	占部 悟
委員	竹井正孝
委員	有吉栄生
委員	樋口 功
原区	
委員長	鶴田源太郎
委員	市律 雄
委員	市律 一夫
委員	占部三之
委員	樋口寛男

行政相談

地方道（県道、町道）について苦情等のある方へ

7月20日から、8月20日まで、県道、町道についての行政相談に応じます。

この行政相談は、県道、町道についての苦情や要望、意見等を皆さんの立場に立ってお聞きし、解決しようとするものです。

道路、側溝の排水が悪いので困っている等

日ごろ、皆さんが、道路に関して困っておられること、こうしてほしい、何んとかならないか等気づいておられることをこの機会にご遠慮なく、地元の行政相談委員にご相談ください。

ご相談は、無料で秘密を守ります。

行政相談委員
住所 岡垣町大字高倉
氏名 安部 一夫
TEL 015676
九州管区行政監察局

議会だより

第二回定例会は六月二十一日召集、会期は六月三十日まで十日間と決定、次の議案が審議され原案可決となる。但し六月二十九日で議案の審議が全部終了したので会期九日間で閉会される。

報告第四号 岡垣町繰越明許費繰越計算書について

地方自治法第一四六条第二項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙により報告する。

任について

任期満了する固定資産解借審査委員会委員占部幹一氏の後任として、左記のとおり選任したので地方税法第四二三条第三項の規定に基づき町議会の同意を求めらる。

記

岡垣町新海老津 占部幸一 62才
議案第四十八号

岡垣町土地開発公社の役員を選任について

岡垣町土地開発公社の理事及び監事に下記の者を任命したいから岡垣町土地開発公社定款（昭和四十八年定款第一号）第七条第一項の規定により議会の承認を求めらる。

記

木原栄一	理事	助役
石田博愛	理事	町議会議員
細川光利	理事	町議会議員
平井政秀	理事	町議会議員
刀根又次	理事	町議会議員
小早川亨	理事	町議会議員
木原伴三	理事	農業委員
石松 清	理事	都市計画審議
加藤権次	理事	商工会会長
小早川隆士	理事	総務課長
鈴木 平	理事	土木課長
中川 勝	理事	産業課長
日南 誠	理事	企圖振興課長

昭和47年度岡垣町繰越明許費

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8	土木費	2 道路橋築費	29,490,000	10,134,242
8	土木費	4 河川 費	11,550,000	4,565,895
8	土木費	4 住宅 費	33,986,000	8,499,372
10	教育費	2 小学校 費	58,269,000	9,338,279

議案第四十七号
固定資産解借審査委員会委員の選

秋武 勲 〃 監事
鶴田源太郎 〃 〃

議案四十九号

岡垣町税条例の一部を改正する条

例

地方税法の一部改正により

1、町民税に関する規定の適用

2、固定資産税に関する規定の適

用

3、電気ガス税に関する規定の適

用

議案第五〇号

岡垣町国民健康保険条例の一部

を改正する条例

地方税法の一部改正により保健

税の減額

議案第五十一号

岡垣町国民健康保険条例の一部を

改正する条例

老人福祉法の改正により老人医

療費支給制度が実施されたため

議案第五十二号

内浦小学校屋外プール新設工事請

負契約について

1、契約目的、内浦小学校屋外プ

ール新設のため

2、契約の方法、指名競争入札に

よる契約

3、契約金額、一金二八五万円

4、契約の相手方、岡垣町大字海

老津、小西建設KK小西直行

5、工期、自昭和48年6月5日

至昭和48年8月30日

議案第五十三号

農作物共済(水稲)無事もどしに

ついて

岡垣町農業共済条例第三十六条
の規定により左記のとおり無事戻
しをしたので議会の議決を求め
る。

1、無事もどし金、二六〇、九六

八円

2、無事もどし金

岡垣町 六割一五六、五八一

円

福共連 四割一〇四、三八七

円

3、無事もどし対象者 三三二名

議案第五十四号

昭和四十八年六月に支給する期末

手当の特例に関する条例

諸物価の上昇並びに他市町村と

の均衡を保つ必要があるため

議案第五十五号

親和産業土地売買契約の締結につ

いて

岡垣町大字山田字鍋田三九一番

地鍋田溜池用地の一部を左記のと

おり処分したので議会の議決を

求める。

1、不動産の表示

岡垣町大字山田字鍋田三九一

ため池二町六反二畝一三歩の

内五、六五九、五一平方米

2、契約の相手方

岡垣町大字山田一ノ五九三

親和産業株式会社

3、処分価格 一、〇〇〇万円

4、代金の支払方法

五〇〇万円を工事着工と同時に

納入し残金は所有権移転登記完

了と同時に納入する

提案理由、昭和四十五年二月十七
日付契約にもつき溜池用地の
一部を親和産業株式会社に移転
処分するものである。

議案第五十六号

岡垣町手数料条例の一部を改正す

狩猟講習会

狩猟をするためには、必ず狩猟

をしようとする県の狩猟免許を受

けなければなりません。

それには、居住地の県で講習を

受け、狩猟に関する知識をもっ

ていることの認定を受けなければな

りません。

そこで、福岡県では昭和48年度

の狩猟者講習会は次のとおり実施

しますので、受講希望の人は、自

分が受講しようとする講習会の5

日前までに福岡県猟友会支部を通

じて講習会場所管の農林事務所に

申し込んで下さい。

(岡垣在住の方で狩猟講習会を

受けようと思われる方は水巻町役

場産業課内、遠賀郡猟友会に申し

込んで下さい。)

1、受講申し込みに必要なもの

(1)申込書 一通(申込書は、八

幡農林事務所農林務課及び猟友

会支部にあります。)

(2)写 真 一枚(最近六ヶ月以

内に撮影した正面向上半身、

無帽のライカ版)

(3)受講手数料 (4)初心者課程

る条例
戸籍関係手数料が七月一日から
一件七〇円に改正され施行され
ることになっているがこの手数料
関係は条例事項でないので消
除するもの。

八月二十二・三日

北九州市八幡区中央町

八幡警察署

4、その他

※甲種とは銃器の使用以外の方

法で狩猟する者。

乙種とは銃器(空気銃を除く)

を使用して狩猟する者。

丙種とは空気銃を使用して狩

猟する者。

疑問の点がありましたら役場庶

業課あるいは八幡農林事務所農林務

課(TEL〇九三〇〇三三三)

社会福祉協議会へ

香典返として寄付

一、三吉区故、浅野久雄殿 83才

昭和48年6月26日死亡

浅野ユキエ殿より

一、野間区故石岡トヨ子殿 41才

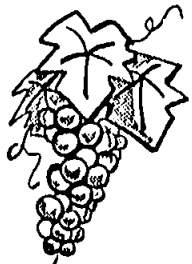
昭和48年7月3日死亡

石岡茂殿より

一、山田区故石田義命殿 83才

昭和48年7月13日死亡

石田文雄殿より



県青年の船の 団員募集

昭和四十九年一月十二日から十四日間、フィリピン共和国を訪問する、福岡県青年の船の団員を募集しています。

資格、県内に一年以上居住する、昭和四十八年四月一日現在で満二

十才以上二十六才未満の男女三百人です。募集期間は、八月五日から八月二十五日まで

希望者は岡垣町中央公民館内、社会教育課に連絡ください。

公民館

バレーボール大会

体力つくりと連帯感を養うため、七月十五日九時から岡垣中学

校の運動場で、第一回公民館対抗バレーボール大会を実施する。三十才以上の部と三十才未満の部に分け試合する。

一チーム男子五名以内、女子四名以上。

当日は焼けつくような暑さだったが、十五チーム朝の九時から午後四時まで、スポーマツンらしくきびきびと頑張る。

来年は全区の参加を望む成績は

- 三十才未満の部
- 一位 東松原 二位 吉木
- 三位 新海老律
- 四位 波律
- 三十才以上の部
- 一位 東松原 二位 山田
- 三位 つくし自治会



岡垣風土記

吉木 (2)

◎ 砥石神社

吉木早崎の低い森の中にあるが、大石を神体している。昔は上を藁でおおって、人に見せないようにしていたが、今は短い柱をたて、板でかこいをし屋根をふいている。昔は毎年その屋根の拵交えをしていた。

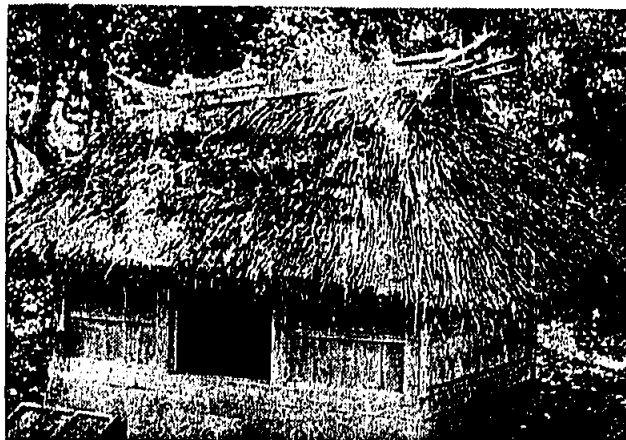
吉木旧記には「昔、こゝに兄弟の者がいた。互いにこの石を争つ

て、遂に刃物で切り合い、お互いさし進んで死んだ。その塚早崎の北側に二つあり」と。
「この砥石は年々大きくなって、長さ四、五尺もあり」と。
この石には諸所に、何かが刻まれている。暗いのでハッキリ見えな

い。
この神社の名前を、遺賢郡誌には「砥面神社」と載せているし、現地の鳥居の額には「砥石面社」となっているが、考える

に「面」とは、神社の祭祀費用をつくるため、免租となつてゐる土地のことだから、砥石神社というのが正しいのだろう。
この附近の小字を砥石面という。

なおこの境内に、熊野宮に合祠した祇園社の社だけと、明治十六年再建された貴船神社。早崎の東に立っていた一本松の根元に祀られていた、正徳元年つくられた(今から二六〇年前)庚申塔がある。



◎ 貴船の森

早崎太田嘉高氏の屋敷の端にある。昔は穴が二つあったとか。横穴式古墳らしかったが、今はくずれている。

吉木旧記には「吉木の東にあり。早崎に行く道の左にあり」とのっている。

昔の海老津に出る道は、今の田口モーターズから早崎に出、高塚を通り、辻町長の家の前を通つていた。

又曹屋に行くには、早崎の太田嘉高氏宅の前から早崎にゆけていたので、「左にあり」とのっている。

◎ 火宅堂

ハツタクドウという。吉木旧記には「吉木東二丁ばかり、高き島にあり、三仏なり。これは麻生隆守の守り木尊のよしい、伝う。こゝは昔から異変があった」と

今は堂も何もない竹やぶだが、昔穴が見えていたというから、古墳の森にお堂がまつられていたの

◎ 高塚

今の高塚区一番高い所に塚——古墳があったので、字名を高塚といふ、今は区の名前にしている。その古墳はこわされている。

公民館